

## 安心サンドボックス利用規約

### 第1条（適用範囲）

1. 安心サンドボックス（以下、「本サービス」といいます。）は、株式会社システムシェアード（以下、「甲」といいます。）が、利用者（以下、「乙」といいます。）による「Amazon Web Services」（以下、「AWS」といいます。）の定額利用環境（以下、「サンドボックス」といいます。）を提供するものです。本規約は、本サービスの提供にあたり、必要な事項を定めることを目的とします。
2. 本サービスの提供に関し、本規約に定めのない事項については Amazon Web Services, Inc（そのグループ会社を含み、以下総称して「AWS グループ」といいます。）が定める利用規約（AWS Customer Agreement を含むがこれに限定されません。詳細は、<https://aws.amazon.com/jp/legal/>を御参照ください。以下、「AWS 利用規約」といいます。）が適用されるものとします。
3. AWS 利用規約の内容と本規約の内容が矛盾する場合には、本規約が優先するものとします。
4. 本サービスの提供区域は日本国内です。

### 第2条（本サービスの内容）

1. 甲が提供する本サービスの内容（提供予定のものを含みます）は以下のとおりです。
  - (1) 乙による本サービス利用のために必要なダッシュボードアカウント（以下、「サンドボックスアカウント」といいます。）の作成
  - (2) 乙が利用するサンドボックスアカウントに紐づく AWS のアカウント（以下、「乙の利用する AWS アカウント」といいます。）の作成および管理代行
  - (3) 乙による AWS 使用量の管理、使用量が上限に迫った場合における乙への通知、サービスの提供停止、その他乙が AWS を利用する際の利用制御
  - (4) 乙による本サービス利用における問い合わせ対応（本サービスと直接関係のない質問や、AWS に関する専門性の高い質問は別途コンサルティングサービスをご利用いただく必要がございます。）
  - (5) 乙による毎月の AWS 利用状況を通知するレポート（以下、「利用状況レポート」といいます。）の作成
  - (6) 乙の利用する AWS アカウントに対する脅威監視
2. 甲は、前条に基づく AWS 使用量の管理を、利用時間に対する従量課金型の AWS サービスについてのみ行うものとし、年間契約などの従量課金型でない AWS サービスは管理の対象外とします。乙が、従量課金型ではない AWS サービスを利用した場合には、甲は別途利用料金を請求します。

### 第3条（登録）

1. 本サービスの利用に際し、乙は、事前に利用登録をする必要があります。
2. 乙は、本サービスへの利用登録申請に先立ち、利用登録申請に必要なものとして甲が定める情報（以下「登録情報」といいます。）を甲に提供し、本サービスへの利用登録をするものとします。利用登録の申請にあたり、乙は最新かつ正確な登録情報を甲に提供するものとします。
3. 乙から本サービスへの利用登録の申請があった場合、甲は、所定の審査を経て乙の登録の可否を判断します。審査の結果、登録可能と甲が判断したときは、甲は乙に対し、乙が使用するサンドボックスアカウントを発行します。
4. 乙による本サービスへの登録は、前項の審査において甲が登録可能と判断し、その後甲が発行した乙のサンドボックスアカウントを乙に通知した時に、完了するものとします。登録の完了により甲と乙の間に本サービスの利用に関する契約が成立するものとします。
5. 本サービスの利用登録を不可とする場合であっても、甲はその理由を乙に開示する義務を負わないものとします。

### 第4条（登録情報変更）

1. 乙は、登録情報のうち、以下の各号に掲げる事項に変更が生じた場合、当該変更を遅滞なく甲に通知するものとします。
  - (1) 法人名
  - (2) ご担当者様情報
  - (3) 本店又は主たる事業所の所在地
  - (4) その他本サービスへの利用登録申請にあたり甲に提出した登録情報
2. 乙が前項の通知を遅滞し、又は怠ったことに起因して、甲が乙に対し、本サービスの全部又は一部を提供できなかった場合、甲は乙に対し、当該不提供から生じる一切の責任を負いません。

### 第5条（利用料金及び支払方法）

1. 乙は各月ごと、本サービス利用の対価として、甲乙で別途合意するところに従い、利用プランに応じた当月分の利用料金を、指定口座振り込みにより、翌月末日までに甲に支払うものとします。なお、振込手数料その他利用料金の支払いに必要な費用はすべて利用者が負担するものとします。
2. 甲は前項の利用料金の請求を、乙に対するメールを利用した PDF 形式の請求書ファイル送信、又は請求書ダウンロード用のリンク送信により行います。乙が別途請求書の郵送による請求を希望する場合、郵送手数料として1回あたり2,000円（消費税別）を請求します。

3. 利用料金その他本サービスの利用に関して乙が甲に支払うべき金銭に対し、法令の規定により消費税及び地方消費税が賦課されるときは、乙は、当該金銭を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて甲に支払うこととします。
4. 乙が利用料金の支払いを遅滞した場合、乙は支払期限の翌日から年14.6%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとします
5. 本規約に定める事由及びその他の乙の責めに帰すべき事由により本サービスの提供が停止された場合であっても、乙は本サービスの利用に基づく債務を免れるものではありません。
6. 乙が本規約およびAWS利用規約に違反して本サービスを利用したことにより、乙の利用プランに含まれるAWS使用量を超過した時は、利用プランに応じた本サービスの利用料金に加えて、使用量の超過により発生したAWSの利用料金を請求する場合がございます。

#### 第6条（利用プランの変更）

1. 乙は甲に対し、甲所定の方法で甲に申し出ることにより、本サービスの利用プランを最短で翌月より変更することができます。
2. 前項のお申し出は、プラン変更を希望される月の前月20日までに甲にお申し出が到達するよう行っていただく必要があります（例：7月1日以降のプラン変更を希望される場合、6月20日までに申し出下さい。）。この期限を過ぎた場合、変更後のプランは、お申し出があった月の翌々月1日からの適用となります。

#### 第7条（契約期間）

1. 本サービスの御利用は、毎月1日を起算点とした月単位とし、各月の途中から御利用いただいた場合や、各月の途中で御利用を中止された場合でも、利用料金の日割り計算はございません。
2. 甲乙が事前に合意したサービス期間満了の1ヶ月前までに、お客様及び当社のいずれからも提供期間の延長を拒絶する旨の文書による相手方への通知がなされないときは、サービス期間はさらに1か月間延長され、以後も同様とします。
3. 本サービスについての契約成立後は、本サービス利用のキャンセルや、サービス期間中の途中解約はできません。サービス期間中の途中でお客様が利用を中止された場合でも、期間満了時までのサービス利用料は発生し、すでにお支払い済みの場合でも、返還は致しません。
4. 甲乙間で前3項の規定と異なる特段の合意がなされた場合には、当該合意の内容が前3項の規定に優先します。

## 第8条（禁止事項）

1. 乙は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると甲が判断する行為をしてはなりません。
  - (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
  - (2) 公序良俗に反する行為
  - (3) 本サービスの運営を妨害する行為および本サービスにかかるシステム又はネットワークへの違法・不当な行為
  - (4) AWS 利用規約に抵触する行為
  - (5) 本サービスの利用目的から逸脱した行為その他本サービスにおいて通常想定される利用の範囲を超えて不当に AWS を利用する行為
  - (6) 本サービスの利用に関連して、他の利用者含む他者の権利を侵害する行為、これらの者に対する迷惑行為
  - (7) 利用登録申請時、及び登録情報変更の通知時に、甲に対し虚偽の情報を通知する行為
  - (8) ユーザ ID 及びパスワードを不正に使用し、又は第三者に開示し若しくは使用させる行為
  - (9) 本サービスの提供を妨害する行為
  - (10) 利用料金その他甲に支払うべき金銭の支払を遅滞する行為
  - (11) 本サービスを通じて甲が乙に対し提供するコンテンツについて、その仕組み、意匠、アイデア、デザイン等を模倣、盗用、転用、転載等する行為
  - (12) 本サービスを通じて甲が乙に対し提供するコンテンツに含まれる著作権、産業財産権その他の知的財産権を侵害する行為
  - (13) 前各号のほか、本規約に違反する行為及び甲乙間で合意した本サービスの利用条件に違反する行為
  - (14) 前各号のほか、甲が不適切と判断する行為
2. 乙が前項の規定に違反したときは、甲は、本サービスの提供を中断、停止し、または何らの催告なく乙との利用契約を解除することができます。
3. 乙が第1項10号の規定に違反したときは、乙は甲に対する金銭の支払いにつき、直ちに期限の利益を喪失します。
4. 乙が第1項の規定に違反したときは、甲は乙に対し、甲が被った損害（信託利益、逸失利益、のみならず紛争解決のため甲が負担した弁護士費用及び人件費等の諸費用を含む。）の賠償を請求することができるものとします。
5. 前項に基づく請求権の行使は、本条第2項に基づく甲の権利行使を妨げません。

#### 第9条（本サービスの停止又は中断）

1. 甲は、以下のいずれかに該当する場合、乙に事前に通知することなく、乙に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。
  - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を緊急に行う必要がある場合
  - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
  - (3) 天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  - (4) AWS 利用規約に基づき AWS グループが AWS の利用を制限した場合
  - (5) その他、甲が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 甲は、甲の故意又は重過失により乙に損害を与えた場合を除き、前項の措置により乙に生じた如何なる損害についても一切の責任を負いません。
3. 甲は、乙を含む利用者への本サービスの提供を、事前に通知を行ったうえで終了することができます。
4. 甲は、前項の場合において乙に生じた如何なる損害についても一切の責任を負いません。

#### 第10条（アカウント利用権の消滅）

事由の如何を問わず、本サービスの利用が停止、中断、終了したときは、乙は、本サービスの利用にあたり甲から発行されていた一切のアカウント（AWS 利用に必要なアカウント及び本サービスの提供にあたり甲が独自に発行したサンドボックスアカウントを含みます）について、使用する権利を失います。

#### 第11条（ファイル削除及びバックアップ）

1. 当月分の利用料金に含まれる本サービスの使用量が甲の定める上限値に到達した場合、乙の利用する AWS アカウントは解約され、アカウント内の全てのファイル及びその他の AWS リソースは失われます。
2. 各当事者の過失の有無その他事由の如何を問わず、本サービスの提供が中止、中断した場合、乙の利用する AWS アカウントは解約され、アカウント内の全てのファイル及びその他の AWS リソースは失われます。
3. 各当事者の過失の有無その他事由の如何を問わず、本サービスの提供が終了した場合、乙の利用する AWS アカウントは解約され、アカウント内の全てのファイル及びその他の AWS リソースは失われます。
4. 乙において、乙の利用する AWS アカウント内のファイル等につきバックアップを行う必要があるときは、当該バックアップ作業は乙の責任と負担で行うものとします。

## 第12条（不保証の範囲及び免責）

1. 甲は乙に対し、本サービスが乙において期待した本サービス導入の目的・機能・商品的価値・正確性・有用性・効果を有すること、乙による本サービスの利用が乙に適用される法令や業界団体の内部規則・ガイドライン等に適合すること、及び本サービス利用中の不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 甲は、甲による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、乙が本サービスに送信したメッセージ又は情報の削除又は消失、乙の登録の抹消、本サービスの利用による登録データの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関して乙が被った損害につき、甲の故意又は重過失による場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとします。
3. 乙に生じた損害につき何らかの理由により甲が責任を負う場合であっても、甲が乙に支払う損害賠償の総額は、当該損害の原因となった事実が発生した日の属する月に、乙が甲に支払った利用料金の額を上限とします。また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、甲は乙に対し、賠償する責任を負わないものとします。
4. 本規約第2条第7号に記載の脅威監視は、乙の利用するAWSアカウントに対する悪意のある操作や不正な動作を、甲が継続的に監視することを内容とします。脅威の検知をした際、甲は、可及的速やかに対応を行いますが、乙の利用するAWSアカウントに関し、脅威からの完全な保護を保証するものではありません。

## 第13条（守秘義務）

1. 甲及び乙は、本規約及び個別契約に基づく契約の有効期間中はもとより、これらの契約が終了した後も、相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示しないものとします。
2. 前項の規定は以下のいずれかに該当する情報には適用しないものとします。
  - (1) 公知の情報又は受領者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
  - (2) 受領者が第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
  - (3) 開示の時点で受領者が既に保有していた情報
  - (4) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた情報

## 第14条（乙の情報の取扱い）

1. 乙は、甲が乙の登録情報その他乙から提供された情報について、甲の定める情報セキュリティ基本方針（<https://www.3sss.co.jp/security-policy>。以下「情報セキュリティ基本方針」といいます。）に従って取扱うことにつき、予め同意するものとします。

2. 甲は本サービスの利用状況について、リソース使用量を把握し、乙による本サービスの利用にあたって発生する AWS 利用料金の上限を管理する目的および利用状況レポートの作成を行う目的で、乙に関する以下の情報にアクセスすることができます。
  - (1) AWS マネジメントコンソール
  - (2) AWS リソース使用状況
3. 甲は、本サービスの利用状況について調査・確認するため、乙の書面・電子メールその他適宜の方法による事前の承諾を得て、乙に関する以下の情報にアクセスすることができます。
  - (1) OS へのログイン情報
  - (2) OS 内の設定情報
  - (3) 前2号のほか、甲が必要と判断した情報

#### 第15条（規約の変更）

1. 甲は、次の各号に掲げる場合には、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びに変更後の本規約の効力発生時期を、乙への通知、インターネット上での公表その他適切な方法により周知することによって、本規約の内容を変更することができるものとします。
  - (1) 本規約の変更が利用者の一般の利益に適合する場合
  - (2) 本規約の変更が、甲と利用者との間の利用契約の目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 甲が前項第2号に従って本規約を変更するときは、甲は、規約変更の効力発生時期が到来するまでに、前項の周知を行うものとします。
3. 第1項各号の場合に限らず、甲は、甲の都合により本規約を変更できるものとします。本項に基づく本規約の変更が行われた場合において、乙が以下のいずれかに該当するときは、甲は乙が当該変更に同意したものとみなします。
  - (1) 変更の際して甲が効力発生時期を定めた場合において、当該効力発生時期の到来後もなお、乙が引き続き本サービスを利用したとき。
  - (2) 変更の際して甲が登録抹消手続の期間を定めた場合において、当該期間内に乙が登録抹消の手続を行わなかったとき。

#### 第16条（通知）

1. 本サービスに関し、甲が乙に対して通知その他の連絡（本規約の変更に関する通知・連絡を含みます。）を行う際、甲は、郵送、電子メール、甲のホームページでの公開、その他適宜甲が選択する方法で各回の通知・連絡を行うものとします。

2. 甲が乙の登録情報に含まれる住所、FAX、メールアドレス等のうち少なくともいずれか1つに宛てて前項の通知・連絡を行った場合には、当該通知・連絡は通常到達すべき時期に乙に到達したものとみなします。

#### 第17条（責任の制限）

1. 本規約第11条第1項に定める事由によって乙の利用するAWSアカウントが解約され、当該AWSアカウント内の全てのファイル及びその他のAWSリソースが失われた場合においても、これによって生じる損害に関して甲は一切賠償の責任を負わないものとします。
2. 乙はAWS利用規約の内容、AWSグループの採った措置その他AWSグループの支配領域に属する事由により、本サービスの提供が制約され、又は中止、中断、終了することにつき、予め同意します。
3. 甲は本サービスに関して乙がAWSを利用することにより生じる損害（前2項に定める事由に基づくものを含みますが、これに限りません。）に関して、一切の賠償の責任を負わないものとします。

#### 第18条（契約上の地位の譲渡等）

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾なく、甲乙間の契約に基づく乙の地位及び本規約に基づく乙の権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 本サービスにかかる事業が他社に移転された場合、甲は当該移転に伴い利用契約上の甲の地位、本規約に基づく甲の権利義務並びに乙の登録事項その他の顧客情報を本サービスの移転先に移行させることができるものとし、乙は、かかる移行につき予め同意します。
3. 前項に定める事業の移転には、事業譲渡のみならず、会社分割その他事業移転の効果を生じさせる一切の形式によるものを含みます。

#### 第19条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、過去、現在、及び将来にわたって、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義する「暴力団」及びその関係団体等並びにその構成員をいいます。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉を毀損若しくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと、反社会的勢力に自らの名義を利用させ、利用契約を締結するものでないこと、各々の主要な出資者又は役員、従業員等が反社会的勢力の構成員ではないことを相手方に対して表明し、保証するものとします。



2. 甲又は乙は、相手方が前項の表明保証に違反したときは、何らの催告を要せず、直ちに利用契約を解除することができます。
3. 前項の解除は、解除をなした当事者から相手方当事者に対する損害賠償の請求を妨げません。
4. 本条第2項に基づいて解除が行われた場合において、違反当事者が損害を被ったとしても、解除をなした当事者は、当該損害を賠償する責任を一切負いません。

#### **第20条（準拠法及び管轄裁判所）**

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2020年6月22日制定

2021年4月1日改定